

平成23年9月9日（金曜日）

議 事 日 程

平成23年9月9日 午前9時00分 開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 議案第1号から議案第6号についてまで
日程第3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	森	弘	秋	君		
2番	塩	原	勝	君		
3番	野	村	信	夫	君	
4番	明	和	善	一	郎	君
5番	山	崎	知	信	君	
6番	川	崎	和	夫	君	
7番	竹	島	貴	行	君	
8番	前	原	英	石	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金	森	勝	雄	君		
副	村	長	古	越	邦	男	君	
総	務	課	長	高	野	壽	信	君
教	育	長	高	野	壽	信	君	

生活環境課長	高 畠 宗 明 君
会計管理者	笠 田 恵 雄 君
総務課主幹	松 本 良 樹 君
総務課主幹	吉 田 昭 博 君
代表監査委員	野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	田 中 勝 君
------	---------

午前 9時00分 開議

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成23年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長（竹島貴行君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています新エネルギー対策に関する今後の対応についてお伺いをいたします。

先月末に終了いたしました通常国会において可決、成立されました再生可能エネルギー特別措置法によりますと、新たなエネルギーとして、太陽光、風力、バイオマスなどで発電した電力の全量買い取りを電力会社に義務化、買い取り費用は家庭や企業の電気料金に転嫁可能というものであることはご存じのとおりでございます。

国内のエネルギーの問題は、3月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により大きくクローズアップされてきております。原子力発電所の稼働の是非が問題となり、代替エネルギーの検討が国家的な課題になってきていますが、我々地方において取り組んでいける項目もいろいろとあると思っておりますが、今後の取り組みの考え方についてお聞きいたします。

まず太陽光を活用した太陽光発電ですが、今年度より稼働されている舟橋小学校・中学校の太陽光パネルによる発電はどのように経過していますか。月別の発電実績を天気概況とあわせてお聞きします。

発電された電力は自家消費されているとお聞きしましたが、売電されたとすればどれくらいの金額になりますか。効率的に発電され、個人宅の屋根発電に活用して採算がとれていくものか。導入費用、ランニングコストなどを考慮して、現在の行政からの助成金を差し引いての普及啓蒙に関するご意見をお伺いいたします。

次に、小水力発電についてお聞きします。

高野用水や竹鼻地区水門の下流に位置する細川排水の落差工3カ所、京坪川の落差工2カ所を利用した小水力発電はできないものか。昔、各集落内に設置され貴重な動力源となっていたらせん型水車を思い出してください。ある程度の水量があり、約1メートル程度の落差で水車を回し動力を引き出していたものです。

別紙のカラー刷りの資料をごらんください。お手元に行っておるかと思えます。

らせん水車の現代版として現在研究が進められ、実用化の段階になってきております。小水力で小さな落差を利用した発電機であり、一般に普及されていないものかと思っ
ているところがございます。

舟橋村で取り組んでいける小水力発電の有無、発電された電気の利用と採算性の研究、施設の整備までにクリアしなければならない問題点の掘り起こしなど、研究チームが必要になってまいります。これらのことについてお考えをお伺いいたします。

次に、広域共同体によるバイオマス発電については、広域行政組合などでの対策が今後進んでくると思いますが、その時期にはぜひ参加され、村内で発生する剪定枝やもみ殻等の処分を考えながら取り組んでいただきたいことをお願いし、新エネルギー対策について村長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

それでは、4番明和議員の新エネルギー対策に関する今後の対応についての質問にお答えいたします。

まず、小中学校の太陽光発電の現状についてご説明を申し上げます。

ご存じのとおり、小中学校にはそれぞれ10キロワットアワーの太陽光パネルが設置されております。

平成22年度の実績では、小学校では年間約1万3,000キロワットアワーを発電しており、これは小学校で1年間に使用する電力量の5.1%に相当し、目安として料金に換算しますと約12万5,000円となります。

また、中学校では年間約1万1,000キロワットアワーを発電しており、年間使用電力量の11.6%を占め、目安として料金に換算しますと約12万1,000円となるものであります。

小学校での季節別の発電量では、比較的温暖な春では、日射量が月平均131.7キ

ロワットアワー/平米、発電量が1,081.6キロワットアワー。日射量の最も多い夏におきましては、日射量が156.7キロワットアワー/平米、発電量が1,232.3キロワットアワー。秋では、109キロワットアワー/平米、発電量が890.3キロワットアワー。日射量の最も少ない冬では、日射量が77.7キロワットアワー/平米、発電量が575.3キロワットアワーとなっております。

中学校においても同様の傾向であると思っております。

この関係の資料につきましては、後ほどの協議会の席上で、データとして所有しておりますので、皆さん方にお配りをしたいと思っております。

一方、一般家庭の設置では、1キロワットアワー当たり約100万円の設備投資がかかると聞いております。現在、その設置に対する助成は、国が1キロワットアワー当たり4万8,000円、富山県が1件5万円を助成しております。

また、売電価格は1キロワットアワー42円となっておりまして、経済産業省の買取制度小委員会の試算では、約12年間で設置費用のコストを回収できるというふうに報道されているところであります。

また、村内の3.15キロワットアワーの太陽光パネルを設置している家庭の例でございますが、平成22年の1年間に約8万円分を売電しているという実績も伺っておる次第であります。

いずれにいたしましても、投資とそれを回収できる電気量というのはどうなのかということになりますと、費用対効果からいきますと、なかなか採算ベースに合わないと思います。それともう一つ私が伺っているのは、太陽光パネルも耐用年数があるということでありまして、そして、それが産業廃棄物になるのか、どのような形でそれを処分できるのか、これも不透明でありまして、いずれにしましても、これからの技術革新といえますか、日進月歩のものがあると思っておりますので、今後の推移を見守りたいというふうにも考えているわけでありまして。

次に、細川及び京坪川の落差工を利用した小水力発電についてであります。去る7月13日に、北陸電力の技術コンサルタント会社に村内での小水力発電の可能性有無調査を依頼いたしまして、8月30日にその結果の報告を受けたところであります。それによりますと、細川及び京坪川で小水力発電施設を設置できそうな落差工は5カ所あるということでありまして、そのうち2カ所の設置予定箇所は立山町地内となっておりますので除外いたしまして、残る3カ所のうち一番落差工の小さい箇所を除き、細川、

京坪川それぞれ1カ所を選定いたしまして、その設置費用等にかかる工事費あるいはまたランニングコスト等の報告を受けたわけでありまして、細川、京坪川ともに、河川内に発電施設を設置するのは難しいということでありまして、新たにバイパス水路を設けなければならないこともわかったわけでありまして。

それで、初期の投資的経費でございますが、細川では約3,890万、京坪川では約4,530万円が必要であるというふうに報告を受けたわけでありまして。京坪川の価格が高くなる要因といたしましては、さらに50センチ堰を高く上げる必要があるということでありまして。

それで、出力の話になりますけれども、ご案内のとおり、出力は落差と水量で決まるわけでありまして、細川が約5.7キロワットアワー、京坪川が約3.4キロワットアワーとなりまして、年間の発電量ではそれぞれ約5万キロワットアワーと約2万9,800キロワットアワーになりまして、これを一般家庭の年間電力量に換算いたしますと、細川では13件分、京坪川では約8件分に当たることとなります。

この電力量を全量売電する場合には、再生可能エネルギーの全量買取制度が導入された場合、1キロワットアワー当たり20円で買い取ってもらえることとなりますので、細川では約100万円、京坪川では約59万6,000円が収入として見込まれることとなります。

しかしながら、堰に関するごみとかいろんなものの除去等も入ってまいりまして、維持管理費や修繕料等で、細川では約62万円、京坪川では57万円という支出が見込まれますので、それぞれの純利益は、細川では38万円、京坪川では2万6,000円となりまして、いかに初期投資と申しますかイニシャルコストがかかるかということになるわけでありまして。

こういうことから、事業化した場合には大変、地方自治体が単独でこういったことをやった場合、これはどうなのかと、私は非常に難しいことじゃないかというふうに理解しているわけでありまして。

先ほど議員さんもおっしゃったように、新エネルギーにはこのほかに風力発電、地熱発電、バイオマスエネルギー等がありますけれども、いずれにいたしましても、先ほど私が言いましたように、建設コスト、維持管理費等が高額でありまして、一定の費用対効果が見込まれるに至っていないのが現状であるというふうに私は認識しているわけでありまして。

このことから、エネルギー対策は国の施策として実施されることが妥当であり、また多額の財政負担が伴うものでありまして、一市町村が単独でこのような代替エネルギー源を推進することは非常に困難であると、いかがなことかというふうにも考えているわけであります。

以上の観点から、本村が単独でエネルギー対策を推進することは大変困難であると考えております。

今後、国、県の動向等を注視しながら調査研究してまいる所存ではありますが、いずれにいたしましても、こういった実態であるということを経場においても調査、あるいはまた検討もしているということもご理解いただきたいと思うわけであります。

最後になりますけれども、明和議員がおっしゃったバイオマスの関係、これもやはり共同で、要は今我が村が加入しております富山地区広域圏とか、し尿に当たっては富山地域衛生組合、あるいはまたその他の、汚泥関係になるわけですが、立山、上市、舟橋という中新川広域行政事務組合が事業として行っております水洗化に伴う汚泥の処理につきましても、当然、エネルギーというよりも、それを燃料とした発電の効果も出るやに聞いておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、今は技術のほうがいま一步であると。要はコストがかかるということございまして、今後いろんな面で、国も代替エネルギー、今までの原子力ありきということから再生エネルギーへと方向転換をしているわけでありますので、私はそういった流れに沿って村も対応すべきだろうと考えておるわけでありますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁にさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 8番 前原英石君。

8番（前原英石君） おはようございます。

私は、この9月定例議会で通告をしております「健康な村日本一を目指す」構想について質問をいたします。

村長はことしの6月定例議会の冒頭のあいさつで、「安心して健康に暮らせるまちづくり」実現に向けた健康プロジェクト「健康な村日本一を目指す」構想について触れておられました。また、8月26日の全員協議会では、副村長も「職員採用の際には、採用された職員にこの構想を推進していくための職務をさせたい」と述べておられました。そして、今定例議会の提案理由説明の中ではこの構想にかける思いを述べておられ、これにかける村長、副村長、職員の強い思いを感じることができました。

現在、村では、村民の健康状態、生活習慣と地域環境の実態を把握し、現状の問題点を明確化するため、そのデータを収集することを目的にアンケート調査をしておられます。

そこで村長にお聞きします。

まず初めに、この村が目指す「健康な村日本一を目指す」構想とはどのようなものなのか。健康といっても、体の健康、心の健康など、ほかにもあるとは思いますが、村長が言われる「健康な村」とはどのような村を描いておられるのでしょうか。

構想実現のため、これから時間をかけ、役場と住民、そして議会が一体となって、この「健康」をキーワードとした構想を推進していかなければならないと考えますが、それを進めていくためには、村民にこの構想についてもっとわかりやすく具体的に伝えてもらえば住民の理解も得やすくなると思います。

また、9月20日までのアンケート調査を分析し、問題点が明確化した後、その計画をどのように次の段階へとステップアップさせて実施していこうと考えておられるのか。

次に、現在行われているアンケート調査についてお聞きします。

現在行われているアンケート調査は、村民2,000人以上を対象に行われていると聞いています。また、その調査の回収率は80%という非常に高い回収率を設定しておられ、これを見ても村長の村民に対する健康への思いがあらわれていると感じます。

先日、我が家にもアンケート調査「生活環境と暮らしの調査」が届きました。それを見たところ、直接健康には関係のないと考えられるような調査項目があったり、アンケート自体が8ページとかなりボリュームもあり、記入時間も必要と思いました。

今回、あえてこのようなアンケート調査を実施されたことにはそれなりの理由や意図することがあり、多くの住民から調査回答を得ることにより、より詳細で明確な調査結果を求めることで、より深く村民の健康についての情報収集、また分析をして今後の構想に役立てていきたいと考えておられるのではないかと推察しますが、先ほど申し上げました80%の回収率を上げるためには、もっとページ数が少なく、健康に関する項目に絞った内容にする必要があったのではないのでしょうか。

あえて高い回収率を設定し、その目標に向けて、村長を先頭とし職員一丸となって取り組まれる姿勢には感心させられますし、私たちもそれに対してこたえていかなければならないと思いますが、質問項目には、直接的には健康にあまり関係のないような「ご

近所の人々との関係」「社会生活において感じること」「行政の施策について感じること」などの調査項目もありましたが、あえてそのような項目を加えられた意味についてもお聞きします。

次に、アンケート調査並びに富山大学の協力のもとにインタビュー調査も実施し、この調査結果の成果をもとに、「平成24年度では、住民・行政によるワーキンググループ、仮称『健康な村日本一構想対策協議会』を立ち上げ、富山大学の協力のもと、『健康な村日本一構想』を策定していきたい」と言っておられました。どのようなメンバーで対策協議会を立ち上げていこうと考えておられるのかお聞きします。

終わりになりますが、このアンケート調査「生活環境と暮らしの調査」を「健康な村日本一を目指す」構想のスタートとして、第4次舟橋村総合計画の基本目標2、「安心して健康に暮らせるまちづくり」の1、健康・医療の基本方針にもありますように、住民が生涯にわたり心身ともに健康で安心して暮らせるよう、健康診査の実施や健康指導などによる健康づくりを指導するとともに、関係機関と連携した地域医療体制の確立を図っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 8番議員の前原議員にお答えいたします。

まず、「健康な村日本一を目指す」構想についてであります。

ご存じのとおり、健康とは、世界保健機関でありますWHOで述べられておるわけですが、単に病気ではないとか、あるいはまたけがをしていなというだけでなく、毎日生き生きと暮らせる、円満な家庭生活、社会生活が送れる、そういう状態が維持できることというふうに定義されております。

これまでの健康とは、私たち一人一人が適切な食事や睡眠、運動、飲酒量などについて気をつけていれば実現できるものと認識されてきたところでありますが、しかし、近年では、私たちを取り巻くご近所づき合いなど人とのつき合いや地域活動など、暮らしの環境を地域ぐるみで充実させることによって私たちの健康も増進するという研究結果が医学などの分野で報告されております。これをヒントにいたしまして、健康によい暮らしの環境を整備すれば、必ずや村民によい影響を及ぼすとともに、その実現の可能性が高まるというふうに考えておるところであります。

ここで、「健康な村日本一を目指す」構想とは、いわゆる村民一人一人自らが健康を

実感できるよう、村内で豊かに暮らしやすい生活環境等を整えていくと。村が整えていくような取り組みをすることであるというふうに私は理解しているところであります。

そのために、住民の健康状態、あるいはまた生活習慣と地域環境の実態を把握することが大切であり必要となってくるわけでありまして、本年度はそのデータを収集するために、成人者全員を対象にいたしまして健康調査を実施しているところであります。村の特徴、よい暮らしや環境を調べまして、「健康面で日本一を目指す」構想の資料にしたいわけであります。

議員から、直接健康には関係がないということをお先ほど質問されたわけでありまして、これは8ページに及ぶということで、記入にも時間がかかるということ、あるいはまた簡素なものにしたほうがよかったのではというご意見もございましたけれども、この調査項目に当たりましては、富山大学あるいは関係の皆さんの力を得まして検討してまいったわけでありまして、そういったことがぜひとも必要であるという認識のもとに調査事項を決めたわけでありまして、そういったこともこの場で私は申し上げ、皆さん方にご理解をいただきたいわけでありまして。

また、目標回収率も80%という大変高い数値を設定しているわけでありまして、回収したものの内容をできるだけ詳細に調査分析いたしまして、そしてよきデータになるよう努力してまいりたいと考えておりますので、どうかそのことをご理解とご協力をいただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、来年度予定しております構想策定のためのワーキンググループについてであります。これはいろんなことで協力関係にあります富山大学はもちろんのこと、役場の総務課あるいはまた生活環境課の職員をはじめ、住民の代表の方々と構成してまいりたいと考えております。

これは、目下実施しておりますアンケート分析をもとに、どのような取り組みを行えば健康度が向上するかを検討してまいるグループであります。そういうこともありまして、ワーキンググループには住民代表の委員も入れることが私はふさわしいと思っております。あるいはまた、地域活動をやっておいでになるリーダーの方も含めるということで、こういったことを含めまして、自治会関係者あるいはまた各種団体の代表の方を中心にして構成を考えてまいりたいと、こういうふうに検討しているところであります。

いずれにいたしましても、この構想が多くの村民の皆さんの健康増進につながるよう

に努めなくてはならないという認識でありますので、今後とも、こういったことで関係の皆さんを含めて十分協議をしながら、そしてまたご協力いただきながら、成果の上がる報告あるいはまた構想づくりに努めたいと思っておりますので、どうか議員各位の皆さん方にもご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 1番 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 先日の某新聞のコラム欄に、「長い間、『天災は忘れたころにやってくる』という戒めを聞かされてきた。もうお蔵入りだろう。大震災と津波の教訓を忘れるはずもないのに、台風12号の災害である」と書かれていました。東日本大震災、そして台風12号の被害に遭われた方々、ご心痛はいかばかりかと思うと残念でなりません。お見舞いを申し上げます。

そして、コラム欄の最後に、「まだ残暑だというのに、もう雪の季節の豪雪被害が気に掛かる」と締めくくって書いてありました。よそごとではないと思います。富山県は今のところ被害はありませんが、本当に気をつけたいものです。

さて、私は、次代を担う子どもたちの健全育成とゆとりある教育に努めることを公約として掲げておりました。この議会では、子どもたちの健全育成の観点から、保育所に勤務する保育士の正規職員化を図り、身分を安定し、真に子どもの保育に専念し、安心して働く、働ける職場として活躍をしてくれることにならないものだろうかと考えて質問します。

政府は、幼稚園と保育所の垣根を取り払い、幼保一体化を柱とするこども園を目標に上げていたが、先日の中間のまとめでは、1、すべての子どもに良質な保育と教育を提供、2、財源が分かれている子育て支援施策を一元化、3、幼稚園と保育所の一体化施設を「総合施設」と称し、幼稚園、乳児保育所は存続等々と骨子をまとめ、総合施設への移行を推進するとしています。現在は審議保留状態ですが、しかし、法案が来年国会に提出され、再来年の運用を目指すことになっているそうです。

したがいまして、法律が改正されることを踏まえ、舟橋村保育所においても数年先を見据えて考えていかなければなりません。移行期間もそのままの状態であってはいけないと考えます。

我が村にしましても、現在、児童は340名余り。うち幼児が280名余り、保育所の入所者が130名余りであります。10年先、15年先を見ると、必ずしも定員を満

たすとは限りません。

全国の合計特殊出生率を見ましても、平成22年度は1.39であります。また、潜在出生率は1.75と言われております。人口維持の出生率は2.07が必要と言われております。こういったことから、人口減になることはまず間違いありません。

しかし、第4次舟橋村総合計画では、10年後の舟橋村の人口のあり方として、「3,000人から3,500人が最も適切な人口としてとらえるのが望ましい」と回答されております。希望的観測ではありますが、よい考えだと思います。

そんな中で、村長は以前の議会答弁の中で、できる限り舟橋村の子どもは舟橋村で育てるんだ、また子どもを産み育てやすい環境整備が求められていることから、可能な限り希望に沿うような保育体制に努めてまいりたいと。そして保育所にあっては、児童数の維持等を勘案しながら適切に職員を採用してまいりたい、さらに職員の負担が過度にならないように適正な配置に努めてまいりたいと答えておられます。私も同感であります。

児童福祉法は、国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されるように努め、そして児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。法第24条では、市町村は、条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児の保育に欠ける保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。また、当該保育所において適切な保育を行うことが困難な場合は、児童を公正な方法で選考することができると言っております。

法第39条第1項では、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設とする。同条第2項では、特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる言っているところから、村長の言われる「できる限り舟橋村の子どもは舟橋村で育てるんだ」と合致すると考えます。

またご承知のとおり、児童福祉施設最低基準という省令がありまして、第33条によりますと、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とすると規定されております。

何人以上ですから、ちょうどの人数でもよいわけであります。しかし、省令は最低基準を定めているわけですから、ちょうどの人数の保育士より多いにこしたことはない。

きめ細かな保育をする場合、考え方によってはプラスアルファがあってもよいと。

省令第4条では、児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。「最低基準を超えて」であります。

さらに省令は、最低基準を超えて、設備を有し、または運営している児童福祉施設においては、その設備または運営を低下させてはならないと規定をしております。

その年代で構成する幼児の数等によっては当然かもしれません。よく「最低基準が満足しているからそれでよいではないか」と言われます。しかし、保育所内では乳児、幼児です。

さて、当村の実態はどうでしょう。まず8月1日現在の幼児の在籍状況は、0歳児6名、1歳児22名、2歳児24名、3歳児25名、4歳児29名、5歳児24名、計130名であります。

舟橋村保育所規則第2条によりますと、定員は120名になっております。定員が超過している、そんなことを言っているわけではございません。それは現在おる者で対応していかなければならない、またなりません。

上記の在籍状況から、舟橋村の保育所の最低人数は、0歳児6名ですから保育士2名です。1歳児22名ですから保育士4名です。2歳児24名ですから保育士4名です。3歳児25名ですから保育士2名です。4歳児29名ですから保育士1名です。5歳児24名ですから保育士1名です。保育士の数は最低でも14名必要です。ただしこれは、先ほど言いましたように最低基準の保育士の人数であります。ほかに延長保育、障害児保育、一時預かり事業等もあります。これにもぬかりなく臨機応変に対応していかなければなりません。そのための適正な保育士も必要です。保育士の必要人数については、当然にして定員のことも加味されなければなりません。

このような実態ですから、再度強調します。そんなものではありません。相手は小さな子どもです。相手は乳児、幼児です。何が起きるかわかりません。このような実態を見たときに、現在は所長を含め正規職員、臨時職員20名、パート4名、計24名で孤軍奮闘しております。村長が言われるように、人数的には満足するわけでありませぬ。しかし、それでよいのでしょうか。

そこで問題なのが、現在の保育士の実態は、正規職員5名、臨時職及びパート職員計18名であります。臨時職員の身分は保障されていない。当然、給与体系は別であり処遇も違います。確かに臨時職員はそれらの条件のもとで採用されたことは否めません。

しかし、最終的な責任は村長にあります。やはり現場の職員は第一義的には責任を負わなければなりません。それを臨時職員にも負わせるのか。ここに観念的な問題があります。

一例を挙げますと、他の保育所の臨時保育士は、1、保育及び行事のリーダー、2、指導等計画の立案、3、職員会議及びクラスだよりの作成等業務について、保育所では参画、関与を実施させておりません。ところが、我が保育所ではすべてに取り組んでいる。要するに、他の保育所では参画、関与、実施していない分野にも関知しているところから、正規職員並みの業務をしているわけであります。

話は違いますが、以前こんな話を聞きました。臨時職員の仕事は正職員のお手伝いをしているだけではないか。これはもってのほかです。前述のとおりです。あたかも、臨時職員であるからして保育に専念していないのではないかと考えておられるのではないか。それから、予算があればそれでよいではないか。そんな単純に割り切れるものではありません。正職員は当然として、臨時職員にしてもまた当然にして、保育の職務に専念するのは当たり前であり義務であります。考えによっては、臨時職員であるからして保育に専念しなくてよいとの疑問が浮かんできます。

先ほども申し上げましたが、現在おる者で対応していかねばなりません。なりませんが、物理的に限界があります。

私ごとですが、過去に福祉の職場で働いておりましたからよくわかります。机上の考えだけでは動かないのです。それが実態です。確かに法律は、正規職員にしなければならない、臨時職員ではだめだとは言っておりません。保育士の免許を取得していればよしであります。したがって、すべての職員を正規職員で賄えとは言っておりません。せめて、各クラスとでも申しませうか、年齢別クラスとしますと6クラスあります。1クラス2名で12名になります。現在は5名です。クラスによっては1人の保育士で保育ができるという考えも任命権者にあると思いますが、しかし基準は最低基準です。将来的には児童減のことも考えなければなりません。舟橋村に勤務する職員を大局的に見ることも考えてもらいたいと思います。

ところで、舟橋村保育所条例第3条2項によれば、保育所の職員の数は、舟橋村職員定数条例によるほか、入所児童の限度の範囲内で定めとなっております。この保育所の数が問題です。

舟橋村職員定数条例第2条1項によれば、村長の事務部局の職員は32人であり、同

条例第3条、職員の定数の当該事務部局内の配分は、任命権者が定めることになっております。保育所の定数配分は明記されておらず、わかりません。

また、舟橋村職員の職の設置に関する規則、舟橋村保育所条例第3条第1項によると、所長、所長代理、主任保育士、保育士、栄養士、調理師、その他の職員ごとに定められておりますが、定数配分については決めておりません。私はこれ以上、条文からは読み取りませんので、もし私の解釈違いがありましたらお許し願いたいと思います。

舟橋村の職員は57名のうち臨時職員が27名です。これは保育所を含んだ臨時職員の人数で、全体の47.4%であります。保育所の臨時職員の比率は78.3%であります。この臨時職員の保育士78.3%の比率が全体の比率を押し上げておりますから、役場職場内とは若干違うというふうに思います。他の部局と同格に比較できませんが、いかに高いか、ちょっと考えさせられる比率であります。

視点を変えて、正規の職員を増員すれば財政的な問題もあります。確かに正規職員を採用されると、給料の格付等に伴う経費並びに退職手当、健康保険、年金等々、村の負担も増大し財政に負担がかかります。出費が増えます。これは明々白々であります。しかし、根本的な問題が潜在してはいないだろうか、もう一度考えていただきたいと思います。

職員が安心して働ける職場の確保、これは村の経営者である村長の務めだと考えます。最少の経費で最大の効果を上げることはわかります。現在の5名の正職員、18名の臨時職員で業務がスムーズに行っている。これは、組織上において全職員が共同して業務をこなしているからであります。先ほど申しました。

今の施設は決して状態が悪いとは言いません。最大限、最良の状態職員に安心感を与え、そして希望ある職場にしていきたいと思います。

竹島議長が就任のあいさつで「子どもたちは村の財産」と言っておられるように、次代を担う子どもたちは村の宝です。私も全く同感です。

再度申し上げます。児童福祉法第2条において、地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。そして第3条では、これが常に尊重されねばならないと規定されております。究極的には、私たち大人が、親が子どもたちを守り育てていかねばなりません。

臨時職員だから職務が劣る、活力が失われる、職員のモラル、モチベーションも低下するとは言わない。そうは思いません。

最後に、第4次舟橋村総合計画の「子どもを産み育てやすいまちづくり」の中で、子育て環境の整備、保育の充実に取り組まれていることから、公立保育所としての責務が全うできるよう人的、物的の整備をお願いいたします。

いろいろ申し上げましたが、村政発展のためにご尽力されている当局、また任命権者である村長の保育士の正規職員の増員について、現状を打破し、増員の考え方などの方針、考えをお聞かせ願いたいというふうに思います。

2番目、自治会からの要望事項の要望時期の取り扱いについての質問であります。

私は、自治会連合会長を3年間務めさせていただきました。現在、各自治会からの要望事項は、1月開催の自治会長会議でまとめられております。この時期になると当該年度当初予算に反映されず、9月補正予算での対応と聞いております。一般的には、6月補正予算は緊急でない限り補正はない。とすれば、9月補正予算で可決、設計、入札、契約となれば、例えば工事等であれば執行が11月から12月にずれ込む形となると考えられます。

このことから、新規工事、修繕等、住民へのサービスの提供が4から5カ月遅れることとなります。せっかく当該年度に予算をつけ執行するのでから、早いほうがよいと考えます。もちろん、ならないものもあることはわかります。

またこの時期にしたのは、1つには、自治会長の任期が大半は1年間であり交代するからか、2つ目には、自治会長が1月1日に交代するからか、これについては引き継ぎをきちんとすればいい。3つ目には、税収の時期が絡むからか、等々いろんな理由があると思いますが、しかし、こんな話を耳にします。1月にした要望がその年に予算づけがされなかったことから没になったと考え 考えたかは定かではありませんが、自治会長が1月1日に交代することから、以前の要求から落ちていくことが多いとも聞いております。要求は継続が大事であります。

いずれにしましても、要望時期を年末の自治会長会議でまとめ当初予算に取り込めないものか、予算づけ、箇所づけにならないものか、可能なものか、可能であれば24年度から実施を望むがいかがでしょうか。可能でなければその理由を副村長からお答え願います。

以上、質問を終わります。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番森議員の、舟橋村保育所における保育士の正規職員の増員に

ついでのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、森議員はいろいろと条例あるいはその他、児童福祉法等を読まれまして、その旨をいろいろと質問の中でおっしゃったわけでありまして。

ただ私は、質問の冒頭で言われました幼保一体化につきましては、ちょっとこの場で申し述べておきたいのは、舟橋村は保育所だけなんです。1カ所しかない。他の自治体を見ますと、保育所もあれば幼稚園もある。いろいろあります。

今のところ、保育と教育関係は部門が分かれるわけです。保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省が所管になるわけでありまして、それを一体化するということは、時間的な問題、給食の問題、いろいろあるから、今までもメスは入れられなかったのが実態でありますけれども、今回は児童手当等を含めましていろいろとマスコミの動きもございまして、この際、そういった公的子育てを、あるいはまた他の児童の育成ということから検討されて、ほかに盛り込まれる話であるとは私は思っているわけですが、私はあくまで舟橋村は保育所というもので考えていくと、児童福祉法にのっとった措置でものを考えていくべきだろうと考えておることをまず所感として申し上げたいと思います。

それでは、保育所が設置されて以来、今までどのような道のりをたどってきたかということ若干申し上げたいと思います。

我が舟橋村は、昭和41年前は託児所ございまして、春、秋の農家の方々が忙しいとき、春は田植え、秋は稲刈り、要するに収穫のとき等に、期限を区切って託児所を開設しておったと。それが、舟橋にも保育所をつくるべきだろうということもありまして、そのときの議会の皆さんの理解を得て昭和41年に開設したわけでありまして。そのときは入所児童も少ないといいますが、定員も40人ということでございまして、そのことが今、正規職員と申し上げますと、小声で混ざってきたと。それが、平成5年まで児童もそんなに増えなかったということでございまして、40名から60名の間で推移してきたわけでありまして。

しかしながら、平成元年から増えてきたわけでございます。これも、舟橋村が昭和63年9月に市街化調整区域から除外されたということで、舟橋村の人口対策が実を結びまして、平成19年には人口が3,000人になったということでございまして、その間に若い世代の方々が舟橋村へ移り住んでこられたということで、子どもの保育に対する関心が非常に高まったということもございまして、平成6年度からは延長保育ある

いはまた一時預かり保育を実施することになりました。

そういうことで、今までの体制から正職員を一挙に増やすことができなかったというのが事実でございます。その間、臨時保育士を採用することによって保育体制を維持してきたということでございます。

また、11年には定員を見直しまして120名にしたわけでございます。そのときになぜ正規職員を増やさなかったかという、いろんな事情があったわけでございますが、要はこのときから、皆さんご存じのとおり、広域保育という制度が実施されることになりました。広域保育というのは、舟橋の住民で他の市町村に勤務先があるという場合、そこに子どもを預けることができる。あるいはまた、他の町村の方が舟橋村の会社、事業所で勤めているといった場合には、子どもを舟橋村の保育所に預けることができる。こういった制度が実施されたわけございまして、そういう動きがあったこともございまして、それからまた0歳児から3歳未満児の児童の入所が増えたわけでございますが、その実態は、4月から入所でなくて9月からとか、あるいはまた12月からとか、中途入所の児童が多かったわけでありまして、そういった実態からなかなか正職員で対応できなかったと。そして、その際には臨時職員で対応していたと。こういう推移があるわけでございます。

今年の4月1日現在の職員数でございますけれども、正規職員が5名、臨時保育士が18名の23名体制となっているわけでありまして。

それから、この間の正規職員といいますか、そういった行政職員の推移といいますか、それに対する国の考え方等もございました。それもちょっとこの場で申し述べたいと思います。

ご案内のとおり、日本は20年間、経済が非常に低迷しております。そういった中で、国もあるいは地方も財政の悪化が進んでまいりました。こういうことで、国では国家公務員の数の見直し、地方公共団体では地方公務員の数の見直し、そういった削減をするということに実際はなるわけですね。制度的に言いますと、国が平成17年3月に策定したわけでありまして、地方公共団体における行政改革の推進のため、新たな指針に基づく集中改革プランにおいて、定員管理の数値は4.6%削減という目標数値が示されたわけでありまして、本村では、平成18年度に策定しました集中改革プランに基づきまして、定員管理計画では平成21年度末の職員数を、平成17年度の定数32名から2名減の30名、率にいたしまして6.2%の数値目標を設定いたしました。

さらに総務省からは、平成18年8月に行政改革の更なる推進のための指針が示されまして、一層の職員数の純減を図るといふふうに通知されたわけでありまして、要は何かといいますと、市町村の行政事務の事務事業量の見直しとか、それに伴って職員の適正な配置を行えと、こういうことでもあります。

ちなみに、目安としまして、私がかねてから持っているのは、職員が人口100人に対し1人だと。と申し上げますと、我が村の場合、今人口が3,000人を超えましたから、職員が30名というのは私は妥当だと思っております。他の市町村と比較、検討していただければ十分おわかりになると思います。

国もコスト的に、行政コストが非常に効率的なのは人口が3万、5万、10万と言っているのは、まさしくそのとおりであります。人件費であります。ことしの予算を見ていただきますと15億6,000万余りでございますけれども、人件費は2億3,000万だと思っております。大体15%強だと思っておりますが、いずれにいたしましても、そういった目安がございまして、正規職員といったことで採用いたしますと、その分人件費の高騰につながるといいますか、要は市町村の行政サービスに事欠くと。財政を圧迫すると。要するに、歳入が増えていけば問題ないんですけれども、例えば税収が増えていくような状況ならいいんですけれども、私は先ほど言いましたけれども、ここ20年来、税収もない 全体的な話ですよ そういうような状況の中で、やっぱり財政そのものが苦しくなっているという面と、一方では、さらなる行政サービスが求められる現在であります。いかにそういったものをとらえた行財政運営をしていくかというのは、地方公共団体のトップに与えられた宿題だと思っておりますし、議会の皆さんもそのように理解していただけるものと考えております。

そういうことで、今後とも、私は経済情勢あるいはまたその他の情勢等つぶさに検討しながら、十分そういった考慮をしながら、人員定数といいますか配置を検討してまいりたいと思っておりますので、森議員の正規職員の増員のこととちょっと離れますけれども、私はそのように考えておるといこともご理解いただきたいわけでありまして。

いずれにいたしましても、保育所においては130名を超える児童がおるわけですので、職員の配置には十分気を配って、職員が過労にならないように、そして今ほど言いましたように、適正な職員配置に努めまして、舟橋の子どもは舟橋で育てるとい保育方針のもとに、今後とも保育環境の改善等に努めてまいる所存であるというこ

とを申し上げまして、森議員も含め議員各位にご理解を賜りますようお願い申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。
議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 私から、森議員の自治会からの要望事項の要望時期の取り扱いについてのご質問にお答えさせていただきます。

役場の予算編成スケジュールでございますが、通常、11月上旬までに翌年度の予算編成方針を決定いたしまして、各課及び出先職員に12月下旬までに予算要求書を提出するよう伝えております。

財政担当課は年末から査定事務を開始いたしまして、1月下旬までに経常経費案を作成するとともに、村長から新規事業等を含めた政策的経費の指示も受けまして、1月中に新年度予算の原案を完成させております。

2月上旬に主要施策と予算案を議会の皆様にお示しいたしましてご意見を伺い、最終的な数値の確定を行いまして、3月議会に提案、議決をいただき、4月から執行するという年度予算をとっております。

一方、自治会の動きは、各自治会で多少の違いはございますが、先ほど議員もおっしゃいましたが、役員の方は1月、12月の暦年で交代をされております。地区の年間活動計画や運営方針は新役員の方を中心にお決めになっているという現状を踏まえまして、従来から1月中旬に開催しております自治会長会議で各地区の要望を提出していただいております。

特にご要望の多い道路改修事業等につきましては、現地確認や地区のご要望を詳しくお伺いし、数値計算を行い、必要額を算出し、財源の検討ということになりますと、新年度予算に反映させることは時間的に無理がございます。これは議員もおっしゃったとおりでございます。

ただ、地区要望の多くは、日常生活の不便を一日でも早く解消してほしいという切実なご要望がどうございます。予算がない、予算化されていないということだけで課題を先送りするということは、住民サービスの点では問題があるというふうに考えております。

一刻も早く解決し、安全・安心な生活環境を実現するためにも、一昨年から農地費と道路維持費に補修工事費としてそれぞれ500万円ずつを計上いたしまして、早期の要望実現に努めております。

用排水路のふたかけ改修工事などの軽微な事業は、この予算でほとんど対応できておりますし、緊急性が高いもの、そして予算が多少かかるもの等の要望につきましても、次年度以降の要望実現とするのではなくて、先ほどおっしゃいましたけれども、当該年度の補正予算での対処をお願いしている状況をご理解いただきたいというふうに思っております。

今ほど議員から、年末の自治会長会議で要望書を提出し、新年度予算に間に合わせられないかというご提案でございます。先ほども言いましたとおり、新年度予算要求期限は12月下旬でございます。仮に12月の自治会長会議でご要望をお聞きしましても、事務処理にある程度時間がかかります。期限内に間に合うか疑問が残るところでございます。要望は年1回に限っております。いつでもご相談に応じております。実際、各地区からのご要望そのものは年数回というところも結構ございます。

なお、要望書の提出時期の見直しにつきましては、自治会長会議にお諮りをいたしましてご理解を得なければなりませんので、自治会長さん方のご意見も伺い、必要ならば自治会長会議に提案したいと考えております。

本来、予算は一会計年度間の歳入歳出を網羅いたしまして当初予算に計上することを理想としておりますが、今ほど申し上げましたとおり、タイムラグ、新たな課題、ご要望等が生じております。住民生活に直結する要望事項は一刻も早く解決をし、生活環境の向上を図りたいとの思いが強うございまして、その実現策が土木費、農地費それぞれ500万円の予算枠を計上しているものでございまして、そしてまた、当該年度の補正によりまして要望実現を図る努力をしておりますことをご理解願いまして、私からの答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 今ほどは丁寧なご返答ありがとうございます。

村長に1点だけ質問いたします。

先ほど言いましたように、舟橋村の職員は今のところ57名ですが、臨時職員が27名で47.4%と言いました。保育所だけをとらえれば78.3%、保育所を除いて事務的な部門を考えると21.7%かな。ということは、全体では47.4であります。保育所だけだと78.3、その他保育所以外の事務部局をとらえますと21.何ぼ。

私が考えるのは、その点からしますと、確かに32名定数を、いろいろ経費節約の折から30名を目標にするという答弁がありました。何かしら保育所だけにしわ寄せが

行っておるのではなかろうかという、この懸念について明快な答弁をひとつよろしくお願いたします。

次に副村長の答えからですが、私も自治会長をしておりまして、それぞれリアルタイムに要求、要望をしております。そして、役場のほう、当局ではそれについて、ならばということで、ほぼすべてのことについて要望を達成してもらっております。

ただ、そういったことを知っておる者、先ほど答弁の中では結構ありますよとお述べになったんですが、知っている自治会長は、1年でかわるからわかっておるのかなということで、もう一つ、先ほど答弁の中で、12月の自治会長会議で話をして12月にまとめたとしても、当初予算の編成に間に合わないという答弁がございましたが、それはどうなのかなと。

というのは、別に24年度に間に合わなくても、25年度からでもいいですが、これから自治会長会議を開いて、何百万なりする大きな要望があれば、努めて11月末ごろまでに上げてくれんだろうかというような問いかけがあってもいいのではなかろうかと。確かにリアルタイムにやってもらっておりますが、先ほど答弁がありましたように、当初予算に組み込んでいくのが私はベターかなというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 森議員の再質問にお答えしたいと思います。

質問の趣旨は、職員の総数に対する臨職の割合だと思えます。特に保育所の場合は78.3%を占めておるということでございます。

それは、一般の行政職といいますか役場の本庁と違って、そこへしわ寄せが行っているのではなかろうかと、こういうふうな比較をされた質問でございましたけれども、いずれにしましても、まず第4次で舟橋村は3,000人から3,500人という人口のフレームでつくっております。

現在、私が一番懸念しておるのは、だめだとは私は申し上げていないわけですが、検討してまいる予定にはしておりますけれども、いずれにしましても、保育所の子どもたちが今後ともずっと130人で推移するならば、今の人口構造からいきますと、人口は3,000人から6,000人にしていかないと、そういったフレームはつくれないわけでありませう。

と申し上げますのはどういうことかといいますと、保育児童が減っていくということ

を私は端的に申し上げたいわけであります。となれば、正規の職員をそれなりに採用した。では、その職員は保育児が減った場合にどの部門で働いていただけるのか、そういうことが一番懸念されるわけであります。

特に保育士の方は、失礼でございますけれども、専門職でございますので、一般の行政職に携わっていない方々が、一般行政といいますか、役場で仕事をしていただけるのかということ等もございます。失礼な話でございますが。

もう一つは、今村で求められているのはどういうことかといいますと、消防につきましても広域化ということでございまして、そういった部門での専門的な知識を持った職員が必要だとか、あるいはまた、私も先ほど言いました日本一の健康な村づくりとなってきますと、保健師とか、そういった訪問的、直接住民と対話をして、特に高齢者、これから高齢化社会になるのは間違いないのでありまして、もう一つ言いますが、舟橋村は現在、0歳から14歳までの年少人口は県下であります。21.3%だったと思えますが。それから、高齢化率の話をしますと16%。しかし、今後10年、20年たちますと、みんなそのようになっていくわけです。高まってくる。ということになりますと、行政のサービスはどここの部分をこれから重視していかなければならないか。そこに携わる職員数のことも考えていかなければならない。私はそういった大きなものがあると思えます。そういった中での保育所の、今指摘ございましたように、幾分かの検討は今後したいと思っておりますし、議員の皆さんも十分そういった話題を提供していただきまして、別に議会のみ、こういう一般質問でなくて、全員協の場でもお互いにテーマを絞って議論をさせていただければ私は幸いですと思っております。

お互いに切磋琢磨といいますか、舟橋村をよくしていく、そして舟橋村に住んでよかった、また舟橋村に来たいという人たちの声をやはり無視することはできません。そういったことを考えますと、いろいろと皆さん方とそういった議論を深めて、舟橋村の課題、あるいはまたこれから進むべき道を十分協議してまいりたいと、こういうふうにおっしゃるわけであります。

私的な話をしましたけれども、いずれにいたしましても、庁内でも検討してまいりたいと思っておりますが、すぐ来年度から実施するとは申し上げることはできないということをお知らせして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 副村長 古越邦男君。

副村長（古越邦男君） 森議員さんの再質問でございます。

先ほど私がお答えさせていただきました12月の自治会長会議では事務処理で間に合わないという回答は、12月の当初予算の編成に伴う提出期限に間に合わないという意味でお答えをさせていただいたものでございます。

それと、森議員のご要望、当然、自治会長を長くやっていただいているということで、今ほどお話しがありました内容につきまして自治会長会議に諮りまして、皆様方のご意見を伺いたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） これは別に答弁をお願いするわけではございませんが、村長が今言われたように、今子どもたちがオギャーと生まれて、20年先ですから、20年たてば20歳、26歳の人たちが結婚等々してまたオギャーと子どもが生まれるということで、私がお願したいのは、村からの人口流出を避けてもらうような施策を考えられないかということで、多少の、要するに先ほど統計でも言いましたように、3,000から3,500人が適当でなかろうかという話がありましたように、村から外へ出ていく人間を少なくして、この村全体の、サイクル的には10年か15年か20年かわかりませんが、ともあれ、いつまでたっても活性化、活動できる豊かな村となりますように、ひとつ施策をお願したいというふうに思います。よろしくお願します。

議長（竹島貴行君） 5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） おはようございます。

私は2点ほど質問したいと思います。

1点目は、村道稲荷古海老江線の歩道に対する安全対策についてでございます。

この問題は、私ところの地区の9月25日のタウンミーティングで質問事項になるかと思えますけれども、より明確な答弁をしていただくために、きょう質問いたします。

タウンミーティングの後、昨年からやっていますけれども、湯めぐちのバーベキューコーナーで3世代交流会を開く予定にしております。会費としましては、ひとり暮らしの老人はただにして、1家族千円もらっておる会でございます。出し物としては、ことしは作芸人磨心が来て、それとビンゴゲーム、それとカラオケ大会、で、おふるに入る方は皆さん無料で入ってくれということで、まず村、ほとんどの住民の方が参加してございます。

中でも二、三の質問がございましてけれども、この歩道は、私らいつも歩いていただ

けれども、暗いということで質問させていただくので、よろしくお願いします。

今年度で村道稲荷古海老江線の改良工事が完成し、ウォーキングロードとして活用されることが期待されます。しかし、夜間は照明等がなく、大変危険だと思います。夜間に歩道を歩く人のための安全対策として、照明等の設置についてどのように対応されるのでしょうか。

そしてまた、今、できている歩道に対して、今年度中には設置が可能なのでしょうか、生活環境課長に伺います。

次でございますけれども、次は有害鳥獣駆除のため、竹内地区の竹やぶ伐採について伺います。

村行政は、竹内地区の竹やぶを近隣、または地元の住民の要望を受け、昨年補正予算をつけて伐採、整地を村行政で処理しようとしていました。その金額は315万です。

私はこの問題に対し、補正予算をつけることに反対したのです。村は、竹内地内の誠意、それは金銭面だと思いますが、どこまで竹内地内が譲渡したら村としても納得できるかということだと思いますが、また後々の雑草の管理、整地した後、竹内地区で雑草の管理をしてくれよということだと思います。そして、議員に対しても、地元のどれだけの誠意で我々議員に納得してもらえるのか。ある議員が調整に入ると聞いて、私はあえてこの問題に対し、一般質問することに決めました。

さて、この地区の竹やぶに対し、幾ら地元の誠意を見てからといいますが、行政は補助金を出して解決することではないと思います。行政は、指導はできると思います。例えばこの竹やぶに対して防護柵、害鳥に対しかすみ網とか鉄砲で駆除するとか、また稲作の被害には共済組合の災害一時金で対処　これは2割以上だと思いますが　したらどうでしょうか。

私の地区でもこのような多くの問題が起きています。例えばどこの地区でも同じでしょうが、お宮さんの木の剪定、防除、草刈り、雑草の草取りなどです。かかった費用は、村万雑で徴収し、解決しております。そしてまた、個々の家に対しては、我が自治会で解決しています。あのうちが木が生い茂って害鳥がよく来る。また、草が長くて虫がたくさん来て迷惑しておるということで、私ども自治会も、どうしたもんだらうかと。なら、その人呼んで、私たちも協力するから、どうかやってくれんかということで、二、三軒のうちの解決してまいりました。

しかし、この竹やぶの土地は神明社の所有と聞いております。そうすると、神社庁も

絡むんじゃないかと思いますが、氏子がいて宮総代がおりますね。それは竹内の管理するところではないでしょうか。

土地の所有者が生活保護を受けている人となると、村では考えなければなりません、この地区は中新川下水道の恩恵等で、私ところの自治会ではお金がないが、たしか地元の議員さんが言っていましたように、たくさんの残高が残っているんだと。8桁以上かな。でも、使われんがだと。それは何でか。

それ以上は言いませんが、何で使われないんでしょうか。たくさんお金を持って、それ、300万ぐらいを処理してもらったらいいと思いますけれども、なかなかまとまって使えんがだと、困るとるんだということでございます。

それを村では私産の整備に予算を計上しています。私は問題外の提案だと思います。また、このような例をつくることにより、今後同じ問題が起きた場合の対処はどうするのでしょうか。私は生活環境課長に伺います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、村道稲荷古海老江線の歩道の安全対策についてのご質問かと思しますので、それにお答えしたいと思います。

山崎議員さんが述べられましたとおり、村道稲荷古海老江線道路改良工事の歩道につきましては、平成20年度に着手し、今年度で完成いたします。

この歩道区間は、ウォーキングコースのほそかわコースに位置づけておりますが、歩道の部分には防犯灯を設置する計画がありませんでした。

議員さんご指摘のとおり、とりわけ夜間に歩道を利用される地域住民の安全安心対策を講ずるべきでないかと庁内で検討してまいりました。

今般、歩行者の安全確保を図るためにも、平成24年度に社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、新設された歩道、延長830メートル区間内に防犯灯を設置することにいたしました。

防犯灯は、従来の電柱に設置するものでなく、省エネに対応した太陽光蓄電で照射し、日照時間の短い冬期間にも対応できるよう、点灯時間が12時間対応が可能とする機種を選定することにしております。

さらに、歩車道境界ブロックに反射材を張りつけまして、交通安全対策にもつなげて

まいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、竹内地内における竹やぶ伐採工事の、当初は進捗状況ということで聞いておりましたので、そのような答弁になるかと思えますけれども、今ほど山崎議員さんが補正予算と言われましたけれども、これは当初予算で計上しておりますので、よろしく申し上げます。

3月開催の全員協議会で、竹内地区の神明社所有地内の竹やぶの処理に、村がなぜ処理費の全額を負担しなくてはならないのか、また処理費の一部を助成する方法もあるのではないかと、山崎議員さんは全額認めないというご意見でございました。

それらを重々ご理解した上でこのことを竹内の自治会長さん、生産組合長さんにその旨の説明を行い、関係者のご理解のもとに村が実施する考えであることをお伝えいたしました。その後、竹内地区では数回協議の場を持たれたけれども、皆さんの意見がまとまらないことから、その回答がなく、村としても困惑していたところであります。

この経過を踏まえまして、先日、地元の議員さん、自治会長さん等にお話しいたしまして、9月末まで地区の総意を出していただきたい旨をお願いしたところであることを報告させていただきます。

今、竹内地内にある 有害鳥獣のすみかになっており、近年農作物の被害が増えてきています。そのために農家の方が大変困っておられますので、それに対して、村としても何らかの対策を講じるべきではないかと、村としての役割ではないかと思っております。

今後、ほかにもそういうような箇所が出てくると思いますが、そのときには議員の皆さんと協議して解決をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

簡単でございますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（竹島貴行君） 山崎知信君。

5番（山崎知信君） ここに「舟橋村環境美化の促進に関する条例」、これは平成13年の3月の条例でございます。

この条例によると、空き缶の散乱とかペットのふん害を防止する、またチューインガムとかそういうことのみしか書いてございませぬが、条例でございます。その中に、この規定に違反したものに対し、「快適な生活環境の確保を図るために必要な限度におい

て、期限を定め、空き缶等の散乱又はふん害を防止するための措置を勧告することができる」と書いてあります。この後のことは、環境美化に対しては一つも触れておりません。

ですが、隣の町の環境美化の条例を引っ張りますと、この条例、平成13年のものは全く同じようなことを書いてあります。この中には車とたばこの吸い殻等々が書いてございますけれども、この中に、平成18年に追加条文がございます。その条文とは何かということをやうたっております。

それは 「所有者等の責務」という条文でございます。「所有者等は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物の環境美化のため必要な措置を講じるものとする」といううたい文句でございますが、目的がありますけれども その中の第16条、前条の規定に基づき、『空き地』の雑草又は枯草等の除去を行なおうとする所有者に特別の事由があると認めるときは、当該所有者の委託を受けて、その除去を行なうことができる」と定めております。ただし、「前項の規定による除去に要する費用は、所有者の負担とする」と書いてあります。

舟橋村も混住社会に入り、外部より土地、建物を所有する現状、今は内部ですけれども、舟橋村環境美化の促進に関する条例の見直しは、私は必要ではないかと思っておりますので、村長にその旨、締めくくりの再質問とさせていただきますので、よろしく願います。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

環境美化の話でございますが、今現在、本村も人ごとでなくて、空き家が増えてまいりました。そしてまた、その空き家でも、草ばかりでないんで、木が繁茂しているというような実態もございますし、この地区の自治会の会長さんを含めた関係者の皆さん大変だろうと私は思っております。

そういった面からも、やはりきちんと所有者の方に通知を申し上げ、そして抜本的な対策を講ずるということは大切だと私は思っております。

条例の趣旨からいきましても、当然その中に追加項目として加えることもできるだろうし、一部改正にもよりますので、最悪の場合は全文改正もさせていただきたいと思っております。それは時代的な、私は背景があると、こういうふうになっておるわけでありまして。

先ほどの「健康な村日本一を目指す」構想の中にも、そういった環境であっては甚だ村民の方が迷惑するわけでありますので、そういう点も含めて十分措置をしまいたいと、こういうふうに思っておるわけであります。

山崎議員さんはそのことから引っ張り出して、竹内も当然竹やぶの伐採に当たっては氏子である住民の皆さんがやるべきだと、村から補助をもらわないでやれと、こういうような強いアピールであろうと私、思っております。

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、十分竹内地区の皆さんとお話しいたしまして、その、何と申しますか、落ちどころと申しますか、そのことを考えてまいりたいということですので、どうかその旨をこの場で伝えまして、ひとつご理解を賜りますようお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から議案第6号まで

議長（竹島貴行君） 日程第2 議案第1号から議案第6号まで6案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島貴行君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島貴行君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(竹島貴行君) これより議案第1号、議案第2号について一括して採決します。

議案第1号、議案第2号を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、議案第2号は原案のとおり可決・承認されました。

議長(竹島貴行君) 次に、議案第3号を採決します。

議案第3号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(竹島貴行君) 起立全員であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決・承認されました。

議長(竹島貴行君) 次に、議案第4号、議案第5号について一括して採決します。

議案第4号、議案第5号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(竹島貴行君) 起立全員であります。

したがって、議案第4号、議案第5号は原案のとおり可決・承認されました。

議長(竹島貴行君) 議案第6号を採決します。

議案第6号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり同意することに決定されました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(竹島貴行君) 日程第3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、村長から人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求められています。

お諮りします。

人権擁護委員の推薦については、原案どおり適任として決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任として可決されました。

議長（竹島貴行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本定例会を閉会するに当たり、村長からあいさつがあります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

9月定例議会に提案いたしました議案につきまして、皆さん方のご承認、ご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、一般質問にありましたとおり、再生エネルギーの問題、いわゆる自然エネルギーをいかに活用するかという、エネルギーに当たっても一つのこれからの日本の方向づけがされているわけであります。私は、答弁で言いましたように、これは一朝一夕になるとは思いません。エネルギーを方向転換するときにはある期間が必要だと思っております。

本村といたしましても、そういった国の、あるいはまた県の考え方に基づいた取り組みも必要であろうと思っておりますし、それからまた一般質問にありましたように、舟橋村の職員定数につきましても、いまだかつてそういった話が議題になったことはないように私は記憶しておるわけでありまして、そういった面につきまして、これからの舟橋村の住民サービスと行政サービス、そういうものを含めた21世紀にあるべき姿からいたしまして、財政規模、私どもの村が独立独歩の道を歩む中でそういった行政サービス可能な職員配置はどうかということも、議会の皆さんとともに議論を深めてまいりたいと思っておりますので、どうか今後とも皆さん方のそういったご提言、いろんなことを十分出していただきたいというふうに思っております。

そしてまた、今現在、稲の刈り取り、収穫に入ってまいりました。どうか十分事故のないように注意していただいて、稲刈り、秋の収穫が終わりますようご祈念を申し上げます。

いろいろと申し上げたいことはあるわけですが、いずれにいたしましても、こうした場を通じまして皆さんと色々な面での議論を深めてまいりたいと考えてお

りますので、どうか今後とも皆さん方の熱きご理解とご支援を賜りまして、私のお礼のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島貴行君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成23年9月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年9月9日

議 長 竹 島 貴 行

署 名 議 員 山 崎 知 信

署 名 議 員 川 崎 和 夫